

第23回「労働保護法 ③労働条件 C:休息」

2022.06.24. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉残業義務を発生させる労使合意は包括合意か個別合意か  
〈法〉労働時間法制(時間計算・上限規制)、時間外労働規定(36 協定・割増賃金)  
残業規定が免責(免罰)効力にとどまる・残業義務発生には労使合意が必要  
〈諸説〉個別合意・包括合意

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①過労死ライン(長時間の過重業務による脳・心臓疾患の発症を労災認定する際の数値)
- ②適用除外を以て認めず当該労働者へのバックペイその他賃金や休日付与等の事後清算手続

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①宮里弁護士は、判決があたかも労働者側に調整のための義務があるかのように述べていることに対して、どのように述べているか。
- ②高井弁護士は、労働者に調整義務が課せられているのは、労働関係が債権契約という側面だけではなく、いかなる規律に従わなければならないことから生じていると考えているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

**\*法制度**

- 1)憲法 27 条「休息権」、2)休憩 (34 条)、3)休日 (35 条)
- 4)年次有給休暇 (39 条) → 罰則 119 条
- 1.「請求」→形成権 →使用者の「承認」は不要、2.半日付与義務、3.買い上げ、4.途中年度での要件不充足
- 5.年休日の確定(4項)：時季指定権、時季変更権限行使、6.利用目的の聴取について

**\*長期連続休暇と時季変更権限行使**

関連判例：時事通信社事件・最三小判 平 4.6.23

**[参考文献]** 梅本浩志『バカンス裁判』(1989年、三一書房)

**[自己点検]**

- 1) Reading Assignment に関わる問題への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

**[課題提出者数]** 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22  
125 129 129 123 129 125 119 125

**[次回講義への Reading Assignment]**

次回講義タイトル：「労働保護法 ④職場環境 A：就業規則と懲戒」

講義テーマ：使用者が決めたことには必ず従わなければならないのか

教科書の該当部分：第4章「Ⅲ 就業規則」、論点に直接関連するのは、頁～頁

Reading Assignment：浜村彰「就業規則の法的拘束力と不利益変更に対する個別合意」

労働法律旬報 1837号(2015年)31頁以下